

管理計画認定基準

管理規約	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理規約が作成されていること ○ 災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について、定められていること ○ 管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付又は電磁的方法による提供について、定められていること
管理組合の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者等が定められていること ○ 監事が選任されていること ○ 総会が年1回以上開催されていること
管理組合の経理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理費及び修繕積立金等について、明確に区分して経理が行われていること ○ 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと ○ 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること
長期修繕計画の作成及び見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について総会にて決議されていること ○ 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること ○ 計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること ○ 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと ○ 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと ○ 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること